総合支援資金特例貸付の再貸付の実施について

岡山県社会福祉協議会 福祉支援部 生活支援班 令和 3 年4月 1 日

今般、厚生労働省より緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付が終了された世帯を対象に、貸付期間を最大3か月(最大60万円)とした総合支援資金特例貸付の再貸付を実施する取扱いについて通知がありました。

これを受けまして本会では、総合支援資金特例貸付の再貸付を以下の要件により、実施 することといたしましたので、お知らせいたします。

対象となる借受人の方(世帯)へは、再貸付の案内文書(申請書類含む)を本会より、 順次郵送させていただきますので、案内文書が到着後にお申込みください。

なお、お申込みについてお急ぎの世帯については、お手数ですが、本会ホームページより申請書類をダウンロードし申込みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本会より通知するタイミングでは対象要件に合致しておらず、通知していない場合もありますので、ご了承ください。

- ※本会で借入後、県外に転出されている世帯は、本会での再貸付は対象になりません。
- ※総合支援資金特例貸付のみ貸付終了の世帯、または緊急小口資金特例貸付のみ貸付終了の世帯は、 再貸付の対象になりません。

再貸付の対象及び要件(以下の2つの要件全てを満たすこと)

- ①令和3年6月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付(延長貸付含む) が終了している世帯
- ②再貸付の申込以前に、お住いの自立相談支援機関からの支援を受ける世帯※
 - ※自立相談支援機関の支援を受けることについては、現在の状況について確認いたしますので、申請書類の1つである「総合支援資金特例貸付 再貸付にかかる状況確認 シート」を提出いただきます。
- ※令和3年4月以降に、初めて緊急小口資金及び総合支援資金特例貸付をお申込みされる場合は、再貸付の対象とはなりません。

再貸付の申込受付期間

令和3年2月19日(金)~6月30日(水)締切 ※消印有効

※期限を超えての申請はできませんので、必ず期間内にお申し込みください。

再貸付の貸付上限額(貸付金は、最大3か月・更なる貸付はなし)

○貸付上限額:単身(1人)世帯の場合 15万円以内/月×3月以内

複数人(2人以上)世帯の場合 20万円以内/月×3月以内

再貸付の据置期間、償還期限、保証人、貸付利子

○据置期間:3年以内 ○償還期限:10年以内 ○保証人:不要

○貸付利子:無利子 ※ただし、償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

申込は、お住いの市町村社会福祉協議会に、郵送にてお申込みください。

- Q1. 緊急小口資金特例貸付を借り受けておらず、総合支援資金特例貸付のみ借り受けているが、 再貸付の対象となるか。
- A 1. 再貸付の対象となりません。緊急小口資金特例貸付をご検討ください。再貸付は、緊急小口 資金及び総合支援資金特例貸付が終了した後の追加支援となります。
- Q2. 緊急小口資金特例貸付を借り受け、その後、総合支援資金特例貸付(初回)を3ヶ月間借り 受け、送金は終了しているが、総合支援資金特例貸付の延長(4~6月目)は借り受けてい ない場合も再貸付の対象となるか。
- A 2. 延長貸付の申請受付期限が過ぎている場合は、再貸付の対象となります。総合支援資金特例 貸付(初回)が3ヶ月以内の方(世帯)も対象となります。
- Q3. 緊急小口資金特例貸付を借り受け、その後、総合支援資金特例貸付(初回)を借り受け、総合支援資金特例貸付の3ヶ月目の送金が、令和3年3月の予定だが、対象となるか。
- A3. 再貸付の対象となりません。総合支援資金特例貸付の延長貸付の対象となりますので、本会から延長貸付の実施に伴う通知をいたしますので、そちらを確認いただき、希望される方(世帯)は、申請してください。ただし、延長貸付の申込期日が過ぎてしまった場合は、再貸付の対象となります。
- Q4. 緊急小口資金特例貸付を借り受け、その後、総合支援資金特例貸付を延長まで含めて計6ヶ月間分借り受け、6ヶ月目の送金が令和3年3月の予定だが、対象となるか。
- A4. 再貸付の対象となります。
- Q5. 緊急小口支援資金特例貸付を借り受け、その後、総合支援資金特例貸付を延長まで含めて 計6ヶ月間分借り受け、6ヶ月目の送金が令和3年4月以降の予定だが、対象となるか。
- A 5. 再貸付の対象となります(令和3年6月末までの間に、緊急小口資金特例貸付及び総合支援 資金特例貸付が終了した世帯が要件のため)。また、総合支援資金特例貸付の延長貸付にお いて3ヶ月未満の貸付希望により決定され貸付が終了されている場合、貸付終了が令和3年 6月であれば、上限である3ヶ月まで増額する対応となりますのでご相談ください。 (例:延長貸付を2ヶ月希望:5月・6月のみ ⇒ 5月・6月+7月を貸付)
- Q6. 世帯で緊急小口資金特例貸付と総合支援資金特例貸付の借受人が異なるのだが、世帯として 令和3年6月末までの間に、貸付が終了している場合、再貸付は可能か。
- A 6. 再貸付は可能です。ただし、本会からの通知は、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付 の借受人が同じ場合のみ通知しておりますので、本会ホームページから申請書類をダウンロ ードいただき、お申込みください。
- Q7. 緊急小口支援資金特例貸付を借り受け、その後、総合支援資金特例貸付(初回)を借り受け もしくは延長貸付を借り受けた後、岡山県外に転居しているのだが、再貸付はどこに申し込 めば良いのか。
- A 7. 転居後の、現在お住いの都道府県にある社会福祉協議会が申込先になりますので、事前に、 現在お住いの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

総合支援資金特例貸付(再貸付)申込書

□ 郵送受付 受付番号 HP 付 社 協 社協 市町村社協受付日 月 日 受付 令和 年 貸付コード 岡山県社協受付日 令和 年 月 日 フリガナ 電話番号 (固定) 氏 名 携帯電話番号 フリガナ Ŧ 住 所 か月 総合支援資金特例貸付(初回)の借入 月~ 月 借入期間: 現在の 総合支援資金特例貸付(延長貸付)の借入 貸付状況 口有 月~ 月借入期間: か月 / 口無

岡山県社会福祉協議会会長 殿

私は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっており、そのため緊急小口資金特例貸付及び総合支援資金特例貸付の再貸付を、下記事項について確認し、同意した上で、申し込みます。

- ○私及び私の世帯は、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の借入が終了しています。
- 〇貸付け後は、早期自立に努めます。
- ○私は現在、生活保護を受給していません。
- 〇私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
- 〇本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
- ○私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入を行っていません。
- 〇記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。
- 〇私は、貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所、自立相談支援機関、家計相談支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
- ○私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の 提供を求めることに同意します。
- [暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第 77 号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕
- 〇貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

令和	年	月	日	借入申込者
----	---	---	---	-------

総合支援資金特例貸付 借用書(再貸付)

借用金額 (借入総額)		万	河円	※借用金額は、 じた額(借)	、借入 入総額	月額と借入期間を乗)になります。
借入月額		刀	汀円	借入期間	訂	か月
※岡山県社協記入欄	令和	年]から令和	年	月まで

総合支援資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および初回貸付時に署名した重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

令和 年 月 日※都道府県社協記入欄

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会会長 殿

(借受人)

住 所					
氏 名 (自 署)					
生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日生	

[借入要項]

1	貸付金の 受領方法	借受人が指定する	る金融機関口座への振込による。
		据置期間	か月(最大 12 か月)_
2	貸付金の償還	償還期間	か月(最大 120 か月)
		償還方法	□ 月賦償還 □ 一括償還
3	延滞利子		の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間 こ対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資金	貸付けコード	受付番号	
				市区町村社協	

総合支援資金特例貸付 再貸付にかかる状況確認シート

	A 7-				*.							-					
記入日	令和	年	月	日	フリガナ 氏名						生年 月日		大正 昭和 平成		年	月	日歳
住所																	
電話	自宅								携	帯							
E−mail									ı								
現在の 貸付状況	□ 総合	小口資金 支援資金 支援資金	金特例1	貸付	(□有 [(□有 [延長>	1無)	□無)		緊	受金額 急小口 合支援	資金				P P	
■前回の申	請時以	降の変化	との有:	無													
同居者の 状況	□ 変化 □ 変化 □ 該当	なし			住まい 状況	の _	変化 変化				=	子ども 状況	က [က	〕変化 〕変化 〕該当	なし		
具体的な 内容																	
現在の健 康状態	□ 良(□ 良(□ 良(ない/通り		_					具体 → 〔	的内	容)
収入減少 前の状況	月額所得	异 (月額	į	約			円)		減収の 理由								
現在の収入の状況	「																
	■前回 □変化)有無				見在の 職業	口自		口専	業主			□会社? □無職	役員 □その他)
就労状況	就労の大学を持ち、大学をものでは、大学を持ちには、まり、大学をもりには、まり、大学をもりには、まり、大学をもりには、まり、大学をもりには、まり、大学をもりには、まりには、まりには、まりには、まりには、まりには、まりには、まりには、ま	がしてい がしてい がしてい くは探し 後、就労	るが、作 るが、車 ている 予定(別	木業中 転職先 就労先 深してし	固人事業 を探した 決定済いる(現る)	<u>-</u> い み)		貸付の収	用形態 対終了後 な入の見 通し		E規職 非正規 収入の 具体的 収入の	非常算 D予定 I内容	<u>助職.[</u> 3あり			ト・アルノ	バイト)職員)
								ı									
自立相談 支援機関 に相談した いこと	機関 口 仕事探し、就職について 口 仕事上の不安やトラブル 口 地域との関係について 以した 口 常性トの関係について																
具体的な 内容																	
					情報共有		-61		管理・取技 の上、自								施等
自立相談	□ 支援決定・継続 ⇒ 社会福祉協議会への連絡 □ 福祉事務所への連絡(生活保護等) □ ハローワークへの連絡(求職者支援訓練等) □ その他(今後の対応方針、モニタリング予定																

記入例(総合支援資金特例貸付 再貸付)

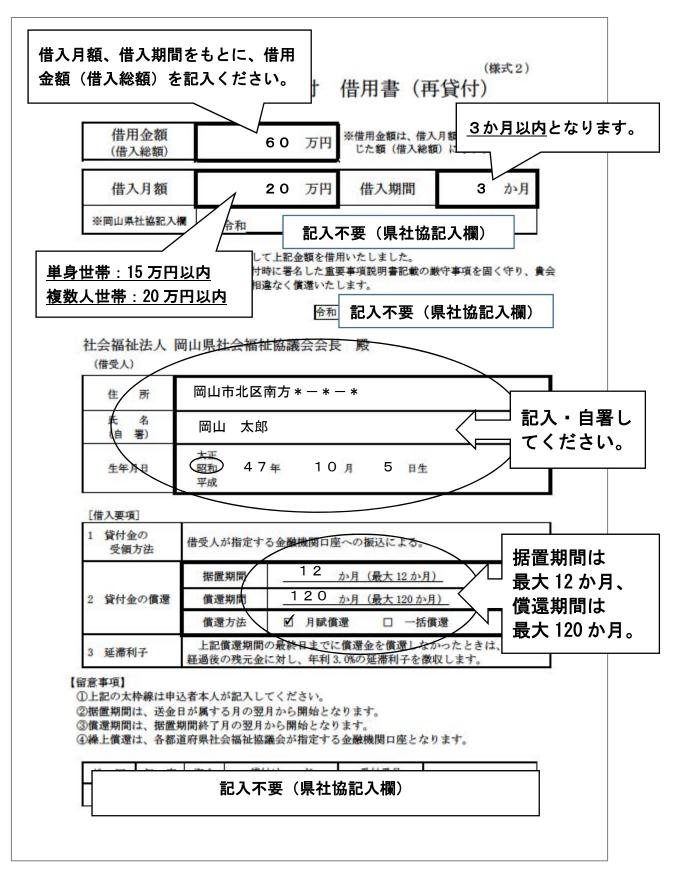
記入例になりますので、参考にしていただき、ご自身の状況について記入ください



コピーしたものでなく、原本を提出してください。

記入例(総合支援資金特例貸付 再貸付)

記入例になりますので、参考にしていただき、ご自身の状況について記入ください



コピーしたものでなく、原本を提出してください。

記入例(総合支援資金特例貸付 再貸付)

記入例になりますので、参考にしていただき、ご自身の状況について記入ください

	総合支援資金特例貸付 再貸付にかかる状況確認シート	
紀入日	令和 フッパナ オカヤマ タロウ 生年 ロ 大正 4 7 年1 0 月 5 日 3 2 2 2 氏名 岡山 太郎 月日 ロ 平成 4 8 歳	太枠内
住所	岡山市北区南方*一*一*	項目に
電話	自宅 ***-*** 携帯 ***-***	1
E-mail	※E-mail がない場合は記入不要。	ノて、こ
現在の 貸付状況	□ 緊急小口資金特例貸付 (回有 □無) ■借受金額総額 □ 総合支援資金特例貸付 (回有 □無) 緊急小口資金 2 0 万 円 総合支援資金特例貸付 <延長> (回有 □無) 総合支援資金 1 2 0 万 円	くださ
■前回の申	理論等以降の変化の有無	
同居者の 状況	□ 変化あり □ 変化あり □ 変化なし □ 数当なし □ 数当なし □ 数十分ともの 対決	
具体的な 内容	※同居者、住まい、子どもの状況に変化がある場合はご記入くだ	さい。
現在の健 康状態	図 良い 具体的内容□ 良くない/通院している □ 良くないが通院していない □	
収入減少 前の状況	月観所等 (月額 約 30万 円) 減収の コロナの影響で店を当面休 業としたため	
現在の収 入の状況	※申請月(2 月)の見込 滞納 □ 滞納あり ご 滞納なし 月額所得 (月額 約 0 円) 生活福祉資金の 信入以外の債務 口債務あり 世債務なし ・	
	■前回申請詩以降の変化の有無 □変化あり ②変化なし 現在の □自由業 □専業主婦 □学生 □無難 □その他 職業 業種名、職種名()	
就労状況	■現在の状況 □ 就労している(自営業、個人事業主含む) □ 就労しているが、休業中 □ 就労しているが、転職先を探したいもしくは操している。今後、就労予定(就労先決定済み) □ 仕事を探したい/探している(現在無職) □ (仕事は探していない)	てください
自立相談 支援機関 に相談した いこと	□ 生活保護のこと □ 求職者支援訓練のこと □ 収 □ 病気や健康、障害のこと □ 住まいについて □ 収 □ 家賃やローンの支払いのこと □ 投金や公共料金等の支払いについて □ 債 □ 仕事との不安やトラブル □ は、自立相談 □ 家族との関係について □ 子育てのこと □ ひきこもり・不登校 □ DV・虚待 □ その他()	」に☑があ 支援機関か ていただき
具体的な 内容	※上記の☑した具体的内容をご記入ください。 査を行います。	·
	立相談支援機関が規程する「個人情報保護に関する管理・取扱規程」に基づいて、相談支援の検討、実施等 り必要となる関係機関(者)と情報共有することに同意の上、自立相談支援機関の利用を申し込みます。 年 月 日 本人署名	
	□ 支援決定・継続 ⇒ 社会福祉協議会への連絡 ロップ た 17年三列	

コピーしたものでなく、原本を提出してください。

生活福祉資金(緊急小口資金・総合支援資金)特例貸付に関する相談窓口及び書類郵送先一覧

	070-4442-5980 070-3996-1950	086-434-3301	086-446-1900	086-473-1128	086-522-8137	086-698-4883	0868-23-5130	0863-31-5601	0865-62-3507	0866-62-1484	0866-92-8555	0866-22-7243	0867-72-7306	0869-64-3033	0869-22-2940	086-955-5500	0867-42-1005	0868-75-2622	0865-44-7744	0869-63-2005	内 086-482-3000	0865-64-7218	0866-82-0848	0867-56-2001	0868-54-1243	0868-38-2160	0868-36-6363	0868-79-2561	086-728-2000	0868-66-2940	
	岡山市保健福祉会館内	くらしき健康福祉プラザ内	水島支所内	児島支所内	玉島支所内	真備保健福祉会館内	津山市総合福祉会館内	玉野総合福祉センター内	老人福祉センター内	井原市総合福祉センター内	総社市総合福祉センター内	高梁総合福祉センター内	新見市地域福祉センター内		瀬戸内市総合福祉センター内	赤磐市社会福祉事務所内	久世保健福祉会館1階	作東長寿センター内		和気町総合福祉センター内	地域福祉センター「オアシス早島」	老人福祉センター内	農村環境改善センター内	ふれあいセンター内	鏡野町福祉センター内	勝央町総合保健福祉センター内		西粟倉村高齢者生活福祉センター内	保健・福祉センター内	美咲町中央ふれあいセンター内	
	岡山市北区鹿田町1-1-1	倉敷市笹沖180	倉敷市水島北幸町1-1	倉敷市児島小 町3681-3	倉敷市玉島阿賀崎1-1-1	倉敷市真備町箭田1161-1	津山市山北520	玉野市田井5-22-1	笠岡市十一番町15	井原市井原町1110	総社市中央1-1-3	高梁市向町21-3	新見市金谷640-1	備前市伊部2523-3	瀬戸内市邑久町山田庄862-1	赤磐市下市344	真庭市久世2928	美作市江見280	浅口市鴨方町鴨方73	和氨郡和氨町尺所555	都窪郡早島町前潟249-1	浅口郡里庄町大字里見1107-2	小田郡矢掛町矢掛3016-1	真庭郡新庄村1998-1	苫田郡鏡野町古川439-1	勝田郡勝央町平242-1	勝田郡奈義町豊沢327-1	英田郡西粟倉村大字影石95-1	久米郡久米南町下弓削515-1	久米郡美咲町原田3108-10	
郵/地	700-8546	710-0834	712-8062	711-0912	713-8121	710-1301	708-0004	706-0001	714-0098	715-0019	719–1131	716-0029	718-0016	705-0001	701-4246	709-0898	719-3201	709-4234	719-0243	709-0495	701-0303	719-0301	714-1201	717-0201	708-0333	709-4334	708-1323	707-0503	709–3614	709-3717	
************************************	岡山市社会福祉協議会		倉敷市社会福祉協議会 水島事務所	倉敷市社会福祉協議会 児島事務所	倉敷市社会福祉協議会 玉島事務所	倉敷市社会福祉協議会 真備事務所	津山市社会福祉協議会	玉野市社会福祉協議会	笠岡市社会福祉協議会	井原市社会福祉協議会	総社市社会福祉協議会	高梁市社会福祉協議会	新見市社会福祉協議会	備前市社会福祉協議会	瀬戸内市社会福祉協議会	赤磐市社会福祉協議会 赤磐市くらし・しごと応援センター「あすてらす」	真庭市社会福祉協議会	美作市社会福祉協議会	浅口市社会福祉協議会	和気町社会福祉協議会	早島町社会福祉協議会	里庄町社会福祉協議会	矢掛町社会福祉協議会	新庄村社会福祉協議会	鏡野町社会福祉協議会	勝央町社会福祉協議会	奈義町社会福祉協議会	西粟倉村社会福祉協議会	久米南町社会福祉協議会	美咲町社会福祉協議会	
	岡山市			倉敷市			事山市	半猛王	笠岡市	井原市	総社市	高梁市	新見市	備前市	瀬戸内市	赤磐市	真庭市	美作市	浅口市	和気町	自島町	里庄町	矢掛町	新庄村	鏡野町	勝央町	奈義町	西粟倉村	久米南町	美球町	
9	-			2			3	4	2	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	

生活福祉資金特例貸付担当者宛 ご相談の際には、下記の市町村社会福祉協議会へご連絡ください。 申請書類等を送付される先は、下記の市町村社会福祉協議会へご送付ください。 宛名:○○社会福祉協議会 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、 生活資金でお悩みの皆さまへ【ご案内】福祉のお仕事 相談窓口

転職&就職をお考えの方 福祉のお仕事はじめませんか?

設置・実施主体(社福)岡山県社会福祉協議会

岡山県福祉人材センター 20086 (226) 3507

福祉現場が未経験、無資格の方、 短時間の方でも大歓迎です。





福祉のお仕事で働きたい方と福祉分野の求人を行う事業所とのマッチングをお手伝いします。

また、福祉のお仕事に関係する様々な情報を提供する ホームページ「福祉のお仕事」には、<u>最新の求人情報、</u> 福祉の資格取得方法など、掲載しています。



求人情報は、ホームページ「福祉のお仕事」や 岡山県福祉人材センター窓口でご覧いただけます。



求職登録を希望される方へ

- 人材センターで紹介・あっせんを受けるには、

 <u>求職登録が必要</u>です。
- 簡単にお仕事・施設事業所が検索できます。
- あなたの希望する職種や資格に合う仕事を検索することが可能です。
- 福祉に関するさまざまな情報をいち早くお届けします。 (福祉の求人情報:月1回発行、最新情報を随時メール配信)



お問合せ先



社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会(岡山県福祉人材センター)

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ1階 **TEL 086 (226) 3507**

Eメール jinzaicenter@fukushiokayama.or.jp QRコードはこちら→



■岡山県福祉人材センターは、こんな仕事をしています!

【1】施設見学・面接日の調整、紹介状の発行

面接希望の求人施設があった場合、求職登録者と面接 希望の施設の双方の予定をお伺いし、福祉人材センターが 面接日の日程調整を行います。また、紹介状を発行します。

【2】無料個別相談会(面接対策技術など)

福祉・介護職の働きがいを支えるために、民間企業や福祉施設 での相談経験をもつ人材定着支援アドバイザー(社会保険労務士) が丁寧にお答えします。 事前予約をお願いします。

【3】福祉の就職フェア、各種イベントの開催

毎年、夏、冬に開催しています「福祉の就職総合フェア」では 参加法人に仕事の内容や、法人の理念など直接お話をすることが できます。(参加費無料)

令和2年度は、コロナ禍の中、特設サイトを開設しオンライン で各法人紹介を行い、オンライン面談等を行っています。 次回は令和3年2月「冬の就職フェア」を開催します!

【4】その他 情報提供

資格や仕事内容についてまとめたガイドブックを発行しています ご希望の方は窓口でお申し出ください。



「岡山県福祉人材センター」は、社会福祉法に基づき 岡山県知事の指定を受けて、岡山県社会福祉協議会が 運営しています。また、職業安定法に基づき厚生労働 大臣の許可を得て無料職業紹介事業を行っています。

【無料職業紹介事業許可番号33-ム-010004】



お問い合わせ先 (平日8:30~17:00) ※土日祝、年末年始は休館

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 (岡山県福祉人材センター)

TEL 086 (226) 3507

Eメール jinzaicenter@fukushiokayama.or.jp URL http://www.fukushiokayama.or.ip



お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、 家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか?

お住まいの市町村では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、 仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、 解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。

おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、 まずはお話をお聞かせ下さい。



ご相談は、裏面に記載の自立相談支援機関まで。

相談窓口:お住まいの市町村の自立相談支援機関

市町村	相談窓口	住所	電話番号	
岡山市	岡山市寄り添いサポートセンター	岡山市北区鹿田町1-1-1	0800-200-8730	
倉敷市	倉敷市生活自立相談支援センター	倉敷市阿知1-7-2-804-2	086-427-1288	
津山市	津山市自立相談支援センター	津山市山北520	0868-32-2133	
玉野市	玉野市生活支援相談窓口	玉野市宇野1-27-1	0863-32-5555	
笠岡市	笠岡市生活総合支援センター	笠岡市笠岡1866-1	0865-69-2015	
井原市	福祉課生活福祉係	井原市井原町311-1	0866-62-9526	
総社市	総社市生活困窮支援センター	総社市中央1-1-3	0866-92-8374	
高梁市	高梁市生活あんしん サポートセンター	高梁市向町21-3	0866-22-9111	
新見市	新見市生活相談支援センター	新見市金谷640-1	0867-88-6588	
備前市	備前市福祉事務所	備前市東片上126	0869-64-1826	
瀬戸内市	瀬戸内市生活相談支援センター	瀬戸内市邑久町山田庄862-1	0869-24-7714	
赤磐市	赤磐市くらし・しごと 応援センター あすてらす	赤磐市下市344	086-955-0552	
真庭市	健康福祉部福祉課	真庭市久世2927-2	0867-42-1581	
美作市	美作市勝田・美作・英田地域 生活就労支援センター	美作市北山390-2	0868-75-3913	
, Altili	美作市大原・東粟倉・作東地域 生活就労支援センター	美作市江見280	0868-75-2622	
浅口市	浅口市福祉事務所	浅口市鴨方町鴨方2244-26	0865-44-7007	
西粟倉村	西粟倉村福祉事務所	英田郡西粟倉村影石95-3	0868-79-7100	
美咲町	自立相談支援窓口	美咲町原田2150番地 美咲町中央保健センター内	0868-66-0970	
新庄村	住民福祉課	真庭郡新庄村2008-1	0867-56-2646	
和気町	備前県民局福祉振興課	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3967	
吉備中央町	闸削乐 戊厄悃征派突录		000-272-3907	
早島町				
里庄町	備中県民局福祉振興課	倉敷市羽島1083	086-434-7055	
矢掛町				
鏡野町				
勝央町	羊/b/目口只有礼·后吻	ゝ ॓ ॓ ॓ ॓ ॓ ॓ े े े े े े े े े े े े े	00/0 22 1202	
奈義町	美作県民局福祉振興課 	津山市椿高下114	0868-23-1293	
久米南町				

[◎]相談・受付時間:午前9時~午後5時 ※土・日・祝日は除きます。

[※]窓口により受付時間が異なる場合がありますので、事前にお電話にてご確認ください。

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、離職等により、住居を失った、または失うおそれがある方を対象に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

令和2年4月20日から対象拡大 ※<u>下線部</u>が対象拡大部分

離職・廃業から2年以内 または <u>休業等により収入が減少し</u>

<u>離職等と同程度の状況にある方</u>



仕事がない・減った 家賃が払えない・・・





住居確保給付金の支給により、安定した生活を送ることができます。

○住居確保給付金の支給家賃額

(単位:万円)

		岡山市	倉敷市	玉野市	その他市町村
支給家賃額	単身世帯	~ 3.7	~ 3.5	~ 3.48	~ 3.1
/月	2人世帯	~ 4.4	~ 4.2	~ 4.2	~ 3.7
(上限額)	3人世帯	~ 4.8	~ 4.6	~ 4.5	~ 4.0

- ※支給期間は原則3ヶ月間(一定の条件により、3回(最長9か月)の延長が可能)
- ※世帯月収や実際の家賃額により支給家賃額は変動します。

○主な給付要件チェックリスト

			項	目			チェック欄		
(次の①又は②に該当し、住居を失った又は失うおそれがありますか? ① 離職・廃業をした日から2年以内 ② <u>やむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少</u>								
		は収入基準額 ((※) 以内で		、かつ、世	帯全体の預	質 貯金等は (単位:万円)			
	(※) 基準	準額の目安	岡山市	倉敷市	玉野市	その他市町村			
	収 入 基準額 (月額)	単身世帯 2人世帯 3人世帯	12.1 17.4 22.0	11. 9 17. 2 21. 8	11. 58 16. 5 20. 2	10. 9 15. 2 18. 0			
	資 産基準額	単身世帯 2人世帯 3人世帯	50. 4 78. 0 100.0	50. 4 78. 0 100.0	48.6 73.8 94.2	46.8 69.0 84.0			
_	上記の状態	になる前に	、世帯生計	†を主として	維持してい	ましたか?			
	上記①の場合、常用就職を目指す求職活動を行うことができますか?上記②の場合、現在、働くことができる状態ですか?								
Ħ	職業訓練受	講給付金を	受給してい	ないですか	<u>ن، </u>				
麦	ま力団員で	はないです	か?						

お問合せ先:お住いの市町村の自立相談支援機関

市町村	相談窓口	住所	電話番号
岡山市	岡山市寄り添いサポートセンター 臨時相談窓口	岡山市北区大供二丁目2番5号 淳風会健康管理センター北館3階	090-2002-7731 090-2003-1299
倉敷市	倉敷市生活自立相談支援センター	倉敷市阿知1-7-2-804-2	086-427-1288
津山市	津山市自立相談支援センター	津山市山北520	0868-32-2133
玉野市	玉野市生活支援相談窓口	玉野市宇野1-27-1	0863-32-5555
笠岡市	笠岡市生活総合支援センター	笠岡市笠岡1866-1	0865-69-2015
井原市	福祉課生活福祉係	井原市井原町311-1	0866-62-9526
総社市	総社市生活困窮支援センター	総社市中央1-1-3	0866-92-8374
高梁市	高梁市生活あんしん サポートセンター	高梁市向町21-3	0866-22-9111
新見市	新見市生活相談支援センター	新見市金谷640-1	0867-88-6588
備前市	備前市福祉事務所 社会福祉課生活福祉係	備前市東片上126	0869-64-1826
瀬戸内市	瀬戸内市生活相談支援センター	瀬戸内市邑久町山田庄862-1	0869-24-7714
赤磐市	赤磐市くらし・しごと 応援センター あすてらす	赤磐市下市344	086-955-0552
真庭市	真庭市生活自立支援センター	真庭市久世2927-2	0867-42-1581
美作市	美作市勝田・美作・英田地域 生活就労支援センター	美作市北山390-2	0868-75-3913
¥,leii	美作市大原・東粟倉・作東地域 生活就労支援センター	美作市江見280	0868-75-2622
浅口市	浅口市福祉事務所	浅口市鴨方町鴨方2244-26	0865-44-7007
西粟倉村	西粟倉村福祉事務所	英田郡西粟倉村影石95-3	0868-79-7100
美咲町	美咲町福祉事務所	久米郡美咲町原田1735	0868-66-1129
新庄村	住民福祉課	真庭郡新庄村2008-1	0867-56-2646
和気町	供益具尺尺短兆任卿部	四小士市区十六町1 1 17	007 202 207
吉備中央町	備前県民局福祉振興課	岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3967
早島町			
里庄町	備中県民局福祉振興課	倉敷市羽島1083	086-434-7055
矢掛町			
鏡野町			
勝央町	羊作目兄已短礼长卿钿	津山市椿高下114	0868-23-1293
奈義町	美作県民局福祉振興課 	件以以给问 17114	0000-23-1293
久米南町			

[◎]相談・受付時間:午前9時~午後5時 ※土・日・祝日は除きます。

[※]窓口により受付時間が異なる場合がありますので、事前にお電話にてご確認ください。